

編集後記

この夏、『死のテレビ実験』という本を読んだ（Ch.ニックほか著，高野優監訳，河出書房新社）。新しいクイズ番組のパイロット版の収録だと偽って一般人を募集し，別に用意された回答者がクイズに間違えるたびに，徐々に電圧を高めた電気ショックを与えることを要求するという「実験」の記録である。電気ショックは見せかけで，苦しむ声を聞かせる回答者もサクラの役者なのだが，なんと80%を超える人が，「460ボルト」と表示のあるところまで，全部で27回の電撃を与えるレバーを押し続けた。実験を企画したのはテレビ制作関係者で，近年とめどもなく過剰な暴力を参加者がふるうシーンを放映するようになったテレビのバラエティ番組の傾向を憂え，いつか本当に人を殺すところまで行き着くのではないかと警鐘を鳴らすために，テレビ番組のセッティングで暴力行為を命じられたら人はどこまで服従するかを，実際に示してみせたかったのだという。

行動科学に詳しい方はすぐおわかりになるだろう。この実験は，1960年代初めに米国の社会心理学者S.ミルグラムが行なった「服従実験」の設定をなぞったものである。実験企画者たちはミルグラムの論文をよく勉強していて，きちんと先行研究として引用している。服従の対象になる「権威」を，「科学／大学教授」から「テレビ／番組司会者」に置き換えて，21世紀によみがえらせた一種の「再現実験」だといえる。

内容はとても興味深い，言いたいのはそのことではない。この実験は2009年頃にパリ周辺で行なわれたものなのだが，本号で私が紹介させていただいたフランスの「人対象研究法」に基づく公的な審査や許可の申請をしないで行なわれている様子なのだが，私には非常に気になったのである（翻訳を読んだだけで，確認したわけではないが）。企画者たちは「社会心理学の実験」だとはっきり宣言しており，それが被験者に相当のストレスと心的外傷を与える可能性があることを認識し，心理学の専門家をチームに加え，慎重に実験計画を練り上げている。人対象研究法は，「研究主宰者」の対象を限定していない。大学でも企業でも，教授でもテレビ屋でも関係なく，人を対象にした研究をするには，計画の事前審査が必要なはずである。

同法は1988年の制定以来，心理学・行動科学も対象にしているとされてきた。しかし研究現場では，法の対象になるのは治験や臨床研究のような医学実験だけだと誤認されてきた。立法者は繰り返しその誤解を正すために法文の手直しをしてきた。今回報告した2012年の改正は，その直近の例である。にもかかわらず，その法律が求める手続きを（おそらく）とらずに人対象研究を行ない，そのことを堂々とドキュメンタリー番組にして公表している（この本は，その番組に手を加えた活字版である）ことを，どう考えたらいいのだろうか。

フランスの法律が対象を広げ過ぎなのだ，そんな「実験」まで法規制がかかるのは望ましくない，という人もいるだろう。だが先にふれたように，人対象研究は被験者の心身に，その人のためではなく侵襲を加える行為であり，その限りで一定の公的チェックを受けるのは当然だという考え方もできる。それがフランスで採用され繰り返し国会を通じて社会の多数に支持されてきた法理念である。筆者はその理念が日本でも実現されることを願い，本誌で同志の方々と立法提言を行なってきた。本号の特集が，この分野での日本の政策論議を進める契機になることを念じてやまない。

（棚島次郎）